

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：金属キャスク				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
5 臨界防止	1	—	◎	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の直接要求に該当する。
7 地震	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
9 外部衝撃	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
11 閉じ込め	1	1	◎	金属キャスクの個別の技術基準であり、施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の要求要求に該当する。
		2	—	—
		3イ	—	— (施設の設計上液体状の使用済燃料によって汚染された物は取り扱わない。)
		3ロ	—	同上
		3ハ	—	同上
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：金属キャスク				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
14 材料構造	1	1イ	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		1ロ	○1	同上
		1ハ	—	—
		1ニ	○1	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		2イ	○1	同上
		2ロ	○1	同上
		2ハ	○1	同上
		2ニ	○1	同上
		2ホ	○1	同上
		3イ	○1	施設の設計上金属キャスクは耐圧部の溶接部がある基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		3ロ	○1	同上
		3ハ	○1	同上
		3ニ	○1	同上
		2	—	○1
16 除熱	1	—	◎	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の直接要求に該当する。
21 遮蔽	1	—	◎	施設の設計上金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、基本的安全機能の条文の要求事項に該当する。
	2	—	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：貯蔵架台				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	同上
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	—	— (他の原子力施設と共用しない)
14 材料構造	1	1イ	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		1ロ	—	—
		1ハ	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		1ニ	○1	同上
		2イ	○1	同上
		2ロ	—	—
		2ハ	—	—
		2ニ	○1	施設の設計上貯蔵架台は基本的安全機能を有する金属キャスクの直接支持構造物であるため、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
		2ホ	○1	同上
		3イ	—	—
		3ロ	—	—
		3ハ	—	—
		3ニ	—	—
	2	—	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：受入れ区域天井クレーン				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも金属キャスクを落下しない設計とする。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	○1	施設の設計上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、電源停止時に作動するブレーキを有しており金属キャスクを安全に保持する設備設計である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：搬送台車				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設的设计上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の種類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設的设计上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設である。 そのため、施設の種類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも金属キャスクを転倒させない設計とする。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	施設的设计上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	—	○1	施設的设计上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○1	施設的设计上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	○1	施設的设计上、本設備は金属キャスクを移送する設備であり、金属キャスク移送の際に基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 また、圧縮空気の供給停止の場合、金属キャスクは着床し、転倒することなく安全を保持する設備設計である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：仮置架台				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	本条項は仮置架台に対する直接要求ではないが、津波による漂流防止の対策が必要となる設備に該当する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクを仮置きするための架台であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：たて起こし架台				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	本条項はたて起こし架台に対する直接要求ではないが、津波による漂流防止の対策が必要となる設備に該当する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	-	-	-(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクをたて起こすための架台であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：衝撃吸収材				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクをたて起こすための架台であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、金属キャスクを安全に取り扱う能力を有する設備に該当する。
		2	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：検査架台				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	△	本条項は検査架台に対する直接要求ではないが、検査架台が地震による波及的影響を与えるおそれのある設備に該当するため、間接要求に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	—	△	本条項は検査架台に対する直接要求ではないが、津波による漂流防止の対策が必要となる設備に該当する。
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し、火災防護の措置を講じる設備に該当する。
13 安全機能	1	—	○2	施設の設計上、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。 また、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上、本設備は金属キャスクの検査、作業を行うための足場であり、安全機能を有する設備であるため、安全機能の直接要求に該当する。
		2	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

技術基準規則				分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号			
対象設備名：圧縮空気供給設備 (空気圧縮機, 空気貯槽, 安全弁, 除湿装置 (前置・後置フィルタ), 主配管)					
7 地震	1	-	○2	施設の設計上, その機能喪失により基本的な安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。そのため, 施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。	
	2	-	-	-	
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)	
12 火災	1	-	-	-	
	2	-	-	-	
	3	-	○2	施設の設計上, 安全機能を有する設備であるため, 安全機能の直接要求に該当する。また, 可能な限りの不燃性又は難燃性の材料を使用し, 火災防護の措置を講じる設備に該当する。	
13 安全機能	1	-	○2	施設の設計上, 安全機能を有する設備であるため, 安全機能の直接要求に該当する。また, 安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置する設備に該当する。	
	2	-	-	-(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)	
15 搬送・受入設備	1	1	○2	施設の設計上, 圧縮空気を搬送台車に供給する設備であり, 安全機能を有する設備のため安全機能の直接要求に該当する。	
		2	-	-	

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：蓋間圧力監視装置				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	蓋間圧力監視装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	蓋間圧力監視装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とする。
	2	-	-	(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	○2	蓋間圧力監視装置は、キャスクの蓋間の圧力を計測するもので、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
	3	-	-	
	2	-	○2	蓋間圧力監視装置は、蓋間圧力が低下した時に警報を発するもので、当該条項の要求事項を実現するための設備である (表示・警報装置は各監視設備で共有しており、給排気温度監視装置で代表する。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：表面温度監視装置				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	表面温度監視装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	表面温度監視装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	○2	表面温度監視装置は、キャスク表面の温度を計測するもので、当該条項の要求する機能を実現するための設備である。
		2	-	-
		3	-	-
	2	-	○2	表面温度監視装置は、キャスク表面温度が上昇した際に警報を発するもので、当該条項の要求機能を実現するための設備である（表示・警報装置は各監視装置で共有しており、給排气温度監視装置で代表する。）。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：給排気温度監視装置				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的な安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	給排気温度監視装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	給排気温度監視装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	-	-
		3	○2	給排気温度監視装置は、給排気温度を計測するもので、当該条項の要求機能を実現するための設備である。
	2	-	○2	給排気温度監視装置は、給気と排気の温度差が大きくなった際に警報を発するもので、当該条項の要求機能を実現するための設備である（表示・警報装置は各監視装置で共有しており、給排気温度監視装置で代表する。）。
18 放管施設	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
		4	-	-
		5	-	-
	2	-	○2	表示・警報装置は各監視装置で共有しており、給排気温度監視装置で代表することから、給排気温度監視装置は、放射線に関する情報を表示する機能を実現するための設備である。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：代替計測用計測器 圧力検出器（蓋間圧力の代替計測用）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設的设计上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の種類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	△	代替計測用計測器は、津波の防護対象ではないが、津波襲来後、基本的安全機能が維持されていることを確認するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	代替計測用計測器は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
13 安全機能	1	-	◇	代替計測用計測器は当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	- (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	◇	代替計測用計測器（圧力検出器）は、津波襲来後、蓋間圧力を計測するもので、当該条項の要求を実現する設備である。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
	3	-	-	
	2	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：代替計測用計測器 非接触式可搬型温度計（表面温度の代替計測用）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	△	代替計測用計測器は、津波の防護対象ではないが、津波襲来後、基本的安全機能が維持されていることを確認するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	代替計測用計測器は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
13 安全機能	1	-	◇	代替計測用計測器は当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	◇	代替計測用計測器（非接触式可搬型温度計）は、津波襲来後、キャスク表面温度を計測するもので、当該条項の要求を実現する設備である。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
		2	-	-
		3	-	-
	2	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：代替計測用計測器 温度検出器（給排気温度の代替計測用）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	△	代替計測用計測器は、津波の防護対象ではないが、津波襲来後、基本的安全機能が維持されていることを確認するための設備であるため、条文に対し間接的に関連する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	代替計測用計測器は、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
13 安全機能	1	-	◇	代替計測用計測器は当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	-	-
	3	◇	代替計測用計測器（温度検出器）は、津波襲来後、給排気温度を計測するもので、当該条項の要求を実現する設備である。 既設設備と同等以上の計測範囲を有していればよく、仕様の記載は不要とする。	
	2	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：漏えい検知器				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	<input type="checkbox"/>	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	<input type="checkbox"/>	当該条項の要求する機能（検査，保守，修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
	2	-	<input type="checkbox"/>	漏えい検知器は廃棄物貯蔵室で漏えいがあった場合に警報を発するものだが，放射性液体廃棄物の発生はなく，万一発生しても著しい漏えいはないことから，更なる信頼性向上の観点から設置する設備とする。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：廃棄物貯蔵室				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
11 閉じ込め	1	1	-	-
		2	-	-
		3イ	○2	本設備は、万一、使用済燃料によって汚染した物を取扱った場合でも汚染が拡大しないよう床面及び壁の一部に塗装を施しており、漏えいし難い設計としており、安全機能の直接要求に該当するため対象。
		3ロ	○2	本設備は、万一、使用済燃料によって汚染した物が漏えいしても本設備外に漏えいしないようせきを設けている。このため安全機能の直接要求に該当するため対象。
		3ハ	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	本設備は可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため安全機能の直接要求に該当するため対象。
13 安全機能	1	-	○2	本設備では、以下の対応を可能とする安全機能の直接要求に該当するため対象である。 ・安全機能を確認するための検査又は試験 ・当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理
	2	-	-	-(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
19 廃棄施設	1	1	-	本条文、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除くことから対象外。
		2	-	同上
		3	-	同上
		4	-	同上
		5	-	同上
20 汚染防止	1	-	○2	廃棄物貯蔵室は、汚染の拡大防止のためせきの設置、床面及び壁の一部に塗装を施しており、安全機能の直接要求に該当するため対象である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：廃棄物密封容器 ドラム缶，ステンレス製等の密封容器				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
8 津波	1	—	□	仮想的大規模津波による使用済燃料貯蔵建屋の損傷によりドラム缶，ステンレス製等の密封容器の漂流防止のため，それらを固縛する漂流防止対策を講じる。
11 閉じ込め	1	1	—	金属キャスクに対する要求事項のため対象外。
		2	—	「流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続する場合」のため対象外。
		3イ	—	「施設内部の床面及び壁面」に対する要求のため対象外。
		3ロ	—	「堰の設置」に関する要求事項のため対象外。
		3ハ	—	「事業所の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないようにすること」との要求事項のため対象外。
12 火災	1	—	—	「火災又は爆発により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合に，必要に応じて消火設備及び警報設備の設置」を要求するものであるため対象外。
		2	—	「消火設備及び警報設備」に対する要求事項のため対象外。
		3	—	施設でないため対象外。
19 廃棄施設	1	1	—	放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く「放射性廃棄物を廃棄する設備」への要求事項のため対象外。
		2	—	同上
		3	—	同上
		4	—	同上
		5	—	同上
20 汚染防止	1	—	—	「壁，床その他の部分であって，使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり，かつ，人が触れるおそれがあるものの表面」に対する要求事項のため対象外。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：エリアモニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ, 中性子線エリアモニタ				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	△	本条項はエリアモニタリング設備に対する直接要求（基準地震動に基づく地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、中性子線エリアモニタが地震による波及的影響を与えるおそれのある設備に該当するため、間接要求に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	—	○2	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
17 計測制御	1	1	—	—
		2	—	—
		3	—	—
	2	—	○2	エリアモニタリング設備は側壁における線量当量率が上昇した時に監視盤室と事務建屋の表示・警報装置で警報を発する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である（表示・警報装置は各監視設備で共有しており、給排気温度監視装置で代表する。）。
18 放管施設	1	1	○2	エリアモニタリング設備は側壁における線量当量率を計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
		2	—	—
		3	—	—
		4	○2	エリアモニタリング設備は管理区域内の線量当量を線量当量率で間接的に計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
		5	—	—

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：エリアモニタリング設備 ガンマ線エリアモニタ, 中性子線エリアモニタ				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
18 放管施設	2	—	○2	エリアモニタリング設備は側壁における線量当量率を監視盤室と事務建屋の表示・警報装置に表示する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である（表示・警報装置は各監視装置で共有しており、給排気温度監視装置で代表する。）。
23 予備電源	1	—	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 モニタリングポスト (NaIシンチ) ， モニタリングポスト (電離箱) ， モニタリングポスト (³ He比例計数管)				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
18 放管施設	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
		4	-	-
	5	-	○2	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近の線量当量を線量当量率で間接的に計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。
	2	-	○2	周辺監視区域境界付近モニタリング設備は周辺監視区域境界付近における線量当量率を監視盤室と事務建屋の表示・警報装置に表示する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である（表示・警報装置は各監視装置で共有しており、給排気温度監視装置で代表する。）。
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：モニタリングポイント				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。
13 安全機能	1	-	◇	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
18 放管施設	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
		4	-	-
	5	◇	モニタリングポイントは、周辺監視区域境界付近の放射線線量当量を計測する設備であり、当該条項の要求事項を実現するための設備である。 蛍光ガラス線量計であり、仕様の記載は不要である。	
	2	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：放射線サーベイ機器 GM管サーベイメータ、電離箱サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、 中性子線用サーベイメータ、ガスモニタ				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	○2	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
18 放管施設	1	1	-	-
		2	-	-
		3	-	-
		4	○2	管理区域内の線量当量（線量当量率で間接的に計測）、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の表面の放射性物質の密度を測定する。
		5	-	-
	2	-	△	放射線サーベイ機器で計測した管理区域における線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、チェックポイント及び事務建屋に表示する。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：放射線サーベイ機器（代替計測用）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 代替計測用のサーベイ機器の要求仕様は既設設備と同等以上でよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	△	仮想的な大規模津波襲来などで放射線監視機器が機能喪失した場合などに、エリアモニタや周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備の代替計測に使用する。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。 代替計測用のサーベイ機器の要求仕様は既設設備と同等以上でよく、仕様の記載は不要とする。
13 安全機能	1	-	◇	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。 代替計測用のサーベイ機器の要求仕様は既設設備と同等以上でよく、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
18 放管施設	1	1	◇	エリアモニタリング設備が使用できなくなった場合に、代替計測として、管理区域内の線量当量率を計測する。 代替計測用の放射線サーベイ機器の要求仕様はエリアモニタリング設備と同等以上でよく、仕様の記載は不要である。
		2	-	-
	1	3	-	-
		4	-	-
	5	◇	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備が使用できなくなった場合に、代替計測として、管理区域内の線量当量率を計測する。 放射線サーベイ機器の要求仕様は周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備と同等以上でよく、仕様の記載は不要である。	
	2	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：出入管理設備（入退域管理装置）				
【技術基準規則には出入管理設備を要求する条項はないが、事業許可規則に要求がある】				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 なお、本設備は機能を要求するものであり、要目表に設備仕様を記載するにはそぐわない。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	◇	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：個人管理用測定設備（個人線量計）				
【技術基準規則には出入管理設備を要求する条項はないが、事業許可規則に要求がある】				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 なお、本設備は機能を要求するものであり、要目表に設備仕様を記載するにはそぐわない。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
13 安全機能	1	-	◇	当該条項の要求する機能（検査、保守、修理が可能な設計）を有する設備である。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋）				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
6 地盤	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち除熱機能と遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち除熱機能と遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも基本的安全機能を確保できる設計とする。
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（基準地震動に基づく地震により生ずる斜面の崩壊により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
8 津波	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
9 外部衝撃	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（竜巻、火山、外部火災により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
11 閉じ込め	1	1	—	—
		2	—	—
		3イ	—	— (受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない)
		3ロ	—	— (受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない)
		3ハ	—	— (受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
13 安全機能	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	—	— (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
16 除熱	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去するように設置されたものでなければならない。）であるため。
20 汚染防止	1	—	○2	安全機能の直接要求（人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
21 遮蔽	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。）であるため。 (金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋の遮蔽機能により、事業所周辺の線量を低減する)
	2	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。）であるため。 (使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ、迷路構造、鉛毛マットによる貫通部の隙間埋め)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽ルーバ）				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも基本的安全機能を確認できる設計とする。
	3	—	—	—
9 外部衝撃	1	—	—	—
	2	—	—	—
11 閉じ込め	1	1	—	—
		2	—	—
		3イ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ロ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ハ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽ルーバ）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
13 安全機能	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
21 遮蔽	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。）であるため。 (金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋の遮蔽機能により、事業所周辺の線量を低減する)
	2	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。）であるため。 (使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ、迷路構造、鉛毛マットによる貫通部の隙間埋め)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽扉）				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。
	2	—	○1	施設の設計上、本設備は基本的安全機能のうち遮蔽機能の一部を担っている。 そのため、施設の分類は「基本的安全機能を確認する上で必要な施設」となり基本的安全機能に影響を与える機器に該当する。 なお、地震により基本的安全機能に影響を与えないよう、地震時でも基本的安全機能を確認できる設計とする。
	3	—	—	—
8 津波	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
9 外部衝撃	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（竜巻、火山、外部火災により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
11 閉じ込め	1	1	—	—
		2	—	—
		3イ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ロ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）
		3ハ	—	（受入れ区域では液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれはない）

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：使用済燃料貯蔵建屋（遮蔽扉）				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
13 安全機能	1	—	○1	使用済燃料貯蔵建屋に求められる機能要求事項（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）であるが、基本的安全機能に影響を与える機器（要求事項）に該当するため。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
16 除熱	1	—	—	—
20 汚染防止	1	—	○2	安全機能の直接要求（人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
21 遮蔽	1	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。）であるため。 (金属キャスク及び使用済燃料貯蔵建屋の遮蔽機能により、事業所周辺の線量を低減する)
	2	—	◎	使用済燃料貯蔵建屋に直接求められる基本的安全機能要求事項（事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。）であるため。 (使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽扉、遮蔽ルーバ、迷路構造、鉛毛マットによる貫通部の隙間埋め)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：電気設備（常用電源設備）				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設的设计上、その機能喪失により基本的な安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、予備電源設備の施設の種類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、常用電源設備のうち、予備電源設備（電源車、無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブルは、予備電源の電気を供給するのに必要な設備である。 仕様の記載については基本設計方針にて構成を説明し、単線結線図で電源構成を示すため、不要とする。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	技術基準23条（予備電源）では、予備電源の設置が求められている。 常用電源設備のうち、予備電源設備（電源車、無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブルは、予備電源の電気を供給するのに必要な設備であることから、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。 基本設計方針にて構成を説明し、単線結線図で電源構成を示すため、仕様の記載は不要とする。
13 安全機能	1	-	◇	技術基準23条（予備電源）では、予備電源の設置が求められている。 常用電源設備のうち、予備電源設備（電源車、無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブルは、予備電源の電気を供給するのに必要な設備であることから、検査、保守、修理が可能な設計とするため。 基本設計方針にて構成を説明し、単線結線図で電源構成を示すため、仕様の記載は不要とする。
	2	-	-	- （施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。）
23 予備電源	1	-	◇	技術基準23条（予備電源）では、予備電源の設置が求められている。 常用電源設備のうち、予備電源設備（電源車、無停電電源装置及び共用無停電電源装置）から各負荷設備までの配電盤・分電盤・ケーブルは、予備電源の電気を供給するのに必要な設備であるため。 基本設計方針にて構成を説明し、単線結線図で電源構成を示すため、仕様の記載は不要とする。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：無停電電源装置				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	○2	無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	○2	本条項は直接要求に該当する。 無停電電源装置は外部電源喪失時に監視装置や通信連絡設備に給電するもので、23条の要求事項を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：電源車				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	本条項は電源車に対する直接要求ではないが、津波襲来後の活動拠点となる予備緊急時対策所に給電するため。
9 外部衝撃	1	-	△	電源車は竜巻の防護対象ではないため、条項の直接要求はないが、電源車が飛来物となり基本的安全機能へ波及的影響を防ぐために固縛を行うため。
	2	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	電源車は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	○2	電源車は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	○2	本条項は直接要求に該当する。 電源車は、外部電源喪失時に、監視設備や通信連絡設備に電気を供給するもので、23条の要求事項を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：共用無停電電源装置				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	共用無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	○2	共用無停電電源装置は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	○2	本条項は直接要求に該当する。 共用無停電電源装置は、外部電源喪失時に退避のための照明となる保安灯に給電するもので、23条の要求事項（その他必要な設備に使用）を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：据置発電機				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	<input type="checkbox"/>	据置発電機は、自主設備として設置するため安全機能を有する設備ではないが、可能な限り不燃性または難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	<input type="checkbox"/>	据置発電機は、自主設備として設置するため安全機能を有する設備ではないが、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	<input type="checkbox"/>	据置発電機は、自主設備として設置するため、安全機能を有する設備ではないが、外部電源喪失時に監視設備や通信連絡設備に電気を供給することができるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：軽油貯蔵タンク（地下式）				
技術基準規則			分類 判断 注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
8 津波	1	-	△	本条項は軽油貯蔵タンク（地下式）に対する直接要求ではないが、津波襲来後の活動拠点となる予備緊急時対策所に給電する電源車の燃料を貯蔵するため。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	軽油貯蔵タンク（地下式）は安全機能を有する設備であり、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。
13 安全機能	1	-	○2	軽油貯蔵タンク（地下式）は安全機能を有する設備であり、検査、保守、修理が可能な設計とするため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	○2	本条項は直接要求に該当する。 燃料貯蔵タンク（地下式）は、外部電源喪失時に監視設備や通信連絡設備に電気を供給する電源車の燃料を貯蔵するもので、23条の要求事項を実現するための設備であるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 社内電話設備，送受話器，放送設備，警報装置				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：通信連絡設備 衛星携帯電話，加入電話設備				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	貯蔵建屋内及び建屋間のケーブル等、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。また、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能を確認するための検査又は試験及び保守又は修理ができるように設置するが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)
23 予備電源	1	-	△	当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	◇	事業所内の人に対し必要な指示ができる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	2	-	◇	事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡できる通信連絡設備を設けるが、通信連絡できることが要求であり、複数手段を確保することから仕様は不要とした。
	3	-	-	-

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：安全避難用扉				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	- （施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。）
24 通信連絡設備	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。）に該当するが、性能、機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：誘導灯（通路誘導灯，避難口誘導灯，保安灯）				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当するが、性能，機能を達成するために仕様記載が不要なものであるため。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当するが、性能，機能の仕様記載を不要とする。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当するが、性能，機能の仕様記載を不要とする。
	2	-	-	- （施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。）
23 予備電源	1	-	△	保安灯は，当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。
24 通信連絡設備	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求（事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。）に該当するが、性能，機能の仕様記載を不要とする。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：動力消防ポンプ				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	○2	安全機能の直接要求（消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：消火器（粉末（ABC）消火器，大型粉末消火器，化学泡消火器）				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	○2	安全機能の直接要求（消火設備は，その故障，損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは，可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：防火水槽				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	○2	安全機能の直接要求（消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	-(施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：火災感知設備 (光電式分離型感知器, 光電式スポット型感知器, 差動式スポット型感知器, 火災受信機, 表示機)				
技術基準規則			分類 判断 ^注	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設的设计上, その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため, 施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	- (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	○2	安全機能の直接要求 (火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において, 警報設備が設置されたものでなければならない。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	○2	安全機能の直接要求 (警報設備は, その故障, 損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	3	-	○2	安全機能の直接要求 (火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは, 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求 (安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。) に該当し, 性能, 機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：防火シャッター				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	—	○2	施設的设计上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	—	△	本条項は防火シャッターに対する直接要求（基準地震動に基づく地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、地震による波及的影響のおそれのある設備のためするため、間接要求に該当する。
	3	—	—	— (施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	—	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	—	—	— (施設的设计上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：防火扉				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：コンクリート壁				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-(施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。)
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：棟上導体				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	○2	施設の設計上、その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。
	2	-	-	-
	3	-	-	-（施設の周辺には技術基準で想定する斜面はない。）
9 外部衝撃	1	-	△	安全機能（雷により基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。）の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するのに必要な関連設備
	2	-	-	-
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	○2	安全機能の直接要求（火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
13 安全機能	1	-	○2	安全機能の直接要求（安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。）に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なものであるため。
	2	-	-	- （施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。）

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：人の不法な侵入等防止設備(柵，鉄筋コンクリート造りの壁，探知設備)				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	◇	施設の設計上，その機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかである。 そのため、施設の分類は「その他の安全機能を有する施設」となり安全機能の直接要求に該当する。 安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するため仕様が不要。また，核物質防護上で仕様記載ができないもの。
	2	-	-	-
	3	-	-	-
10 不法侵入	1	-	◇	安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するため仕様が不要。また，核物質防護上で仕様記載ができないもの。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	◇	安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するため仕様が不要。また，核物質防護上で仕様記載ができないもの。
13 安全機能	1	-	◇	安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するため仕様が不要。また，核物質防護上で仕様記載ができないもの。
	2	-	-	- (施設の設計上安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用しない。)

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：受入れ区域架構鉄骨緩衝材				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	<input type="checkbox"/>	受入れ区域架構鉄骨緩衝材に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、津波対応のために更なる信頼性向上の観点から設置する設備であるため。
12 火災	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	<input type="checkbox"/>	受入れ区域架構鉄骨緩衝材に求められる機能要求事項（安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）ではないが、津波対応のために更なる信頼性向上の観点から設置する設備であり、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するため。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

対象設備名：予備緊急時対策所・資機材保管庫				
技術基準規則			分類 判断 <small>注</small>	判断理由
条	項	号		
7 地震	1	-	-	-
	2	-	-	-
	3	-	-	-
8 津波	1	-	<input type="checkbox"/>	予備緊急時対策所・資機材保管庫に求められる機能要求事項（津波により基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）ではないが、津波対応のために更なる信頼性向上の観点から設置する設備であるため。
23 予備電源	1	-	<input type="checkbox"/>	予備緊急時対策所は、当該条項の要求する予備電源設備から電気を供給される設備である。

注：判断の記号は網羅性対比表と同じ記号で記載する。